

江別市都市公園指定管理者募集要項

江別市（以下「市」という。）では、江別市都市公園の管理運営について、民間事業者等の専門性や創意工夫を活かすことにより、市民サービスの向上と経費の削減を図り、より効率的かつ効果的な運営を図るために指定管理者制度を導入しています。

指定管理期間が令和2年3月31日で終了した、江別市都市公園の次期指定管理者（以下「指定管理者」という。）となる団体を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

1 施設の概要

施設 の 名 称	江別市都市公園
施設 の 所 在 地	別表1「公園箇所一覧」のとおり
施設の設置目的	市民のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有し、もって公共の福祉の増進に資することを目的として設置する。
施設 の 概 要	規模・構造・施設内容等 別表1「公園箇所一覧」のとおり 街区公園 181公園 近隣公園 13公園 地区公園 3公園 特殊公園 8公園 緑道・都市緑地 24公園 合 計 229公園 ※一部の公園内テニスコートは除外（仕様書による）

2 指定予定期間

指定予定期間は令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間とします。ただし、施設の管理を継続することが適当でない認められる場合は、指定期間の途中において指定を取り消すことがあります。

3 申込みの資格

- (1) 団体であること（法人格の有無は問わない）。
- (2) 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用す

る場合を含む。)の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

キ 江別市税及び消費税・地方消費税を滞納している者

(3) 江別市内に事務所又は事業所を有する団体であること。(基準日は申込のあった日。)

(4) 施設を管理する上で必要な資格等を有していること。

(5) 複数の団体等による応募

市民サービスの向上又は業務の効率的実施を図る上で必要な場合は、複数の団体等(以下「共同事業体」という。)が共同して応募することができます。ただし、構成団体のすべてが上記の(1)~(2)の要件を満たしている必要があります。この場合においては、次の事項に留意してください。

ア 共同事業体の名称を設定し、共同事業体内で代表となる団体等を定めてください。

この場合において、他の団体等は、当該共同事業体の構成団体等として扱ってください。なお、代表となる団体等又は構成団体等の変更は、原則として認めません。

イ 共同事業体の構成団体等の間における業務の経費に関する連帯責任の割合等については、別途構成団体等の間において協定書で定めてください。

ウ 申込書、業務計画書及び収支計画書以外の申込みの際に提出する書類については、構成団体等ごとに提出してください。

(6) 重複応募の禁止

ア 応募は一団体につき一案とし、複数の応募はできません。

イ 複数の法人等で共同して応募する場合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)の規定による協同組合やその他の協同組合等が応募する場合を含む。)の構成団体は、単独又は他の複数の法人等で共同して応募する場合の構成団体として申請することはできません。

4 募集要項等の配布期間と場所

(1) 募集要項等の配布期間

令和3年7月28日(水)から令和3年9月8日(水)まで

(2) 募集要項等の配布場所

江別市役所建設部都市建設課公園係

(3) 配布時間

午前8時45分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

5 募集要項等説明会

令和3年8月3日（火）午後2時から別館（建設部）2階大会議室において、募集要項等説明会を行います。

6 質問

(1) 受付期間

令和3年7月28日（水）午前8時45分から

令和3年8月27日（金）午後5時15分まで（必着のこと）

(2) 受付方法

質問書（別紙1）により、郵送、FAX又は電子メールで、下記16(5)申込書類の提出先まで提出してください。

(3) 回答方法

質問者及び申込者にFAX又は電子メールで回答し、回答内容は市のホームページに掲載いたします。

7 申込受付期間及び方法

(1) 申込受付期間

令和3年7月28日（水）午前8時45分から令和3年9月8日（水）午後5時15分までに必着（持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(2) 申込方法

江別市役所建設部都市建設課公園係まで、持参または郵送により申込

※申込受付期間内であっても、申込書類に重大な記載漏れ等がある場合は、不受理となります。

8 申込みの際に提出する書類

(1) 申込書（様式1-1）

(2) 共同事業体協定書兼委任状、連絡先一覧（様式1-2、1-3、該当する場合のみ）

(3) 申込資格証明書

ア 法人登記簿の謄本（履歴事項全部証明書）（法人の場合）

謄本に支店情報が記載されていない場合は、営業証明

イ 団体の規約、代表者の身分証明書（非法人の場合）

ウ 納税証明書（この要項の配布開始日以降に交付されたもの）

(7) 消費税、地方消費税に未納がないという証明

(4) 江別市に納付すべき税がある場合は、全税目につき未納がないという証明

エ 納税の義務がない場合は、その旨を記載した申立書（様式2-1）

オ 資格申立書（様式2-2）

カ 団体の構成員の氏名及び住所等を記載した書類（様式3）

- (4) 業務計画書、事業計画書（様式4、申込書別紙）
- (5) 収支計画書（様式5、自主事業を実施する場合は様式5別紙も提出）
- (6) 団体の経営状況を説明する書類
 - ア 前3事業年度（平成29年度～令和元年度）の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）
 - イ 前3事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）
 - ウ 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに江別市都市公園の管理業務以外の事業を開始する団体のみ）
- (7) 活動内容等を記載した書類
 - ア 活動実績書
 - イ 団体の定款若しくは寄附行為又はこれらに相当する書類
 - ウ 事業報告書（作成している場合のみ）
 - エ 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
 - ※ 提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しません。また、江別市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象になります。
 - 選定に当たり必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

9 選定の基準

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (4) 施設管理経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 利用者及び地域における住民の声が反映され、また地域活性化に貢献すること。
- (6) その他詳細に関しては、指定管理者被選定者選定基準（別紙2）を参照のこと。

10 管理の基準

- (1) 江別市都市公園の管理に関する事項
 - ①都市公園法をはじめ、江別市都市公園条例等、都市公園における各法令等における管理、使用等の定めを遵守すること。
 - ②上記のほか、各施設等に対する基準等の定めを遵守すること。
- (2) 個人情報の取扱いについて
 - 指定管理者には、江別市個人情報保護条例（平成14年条例第8号）第12条の2の規定により、施設の管理運営を行うに当たって保有する個人情報の取扱いに関して市と同様の責務が課せられるほか、後日、管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関

する事項について市と協定を締結することになります。

(3) 情報公開について

指定管理者には、江別市情報公開条例(平成14年条例第7号)第20条の規定により、指定管理者が保有する文書で指定管理者が管理する当該施設に関する文書の公開の努力義務等が課せられます。

(4) 環境への配慮

管理業務を行うに当たっては、江別市が取り組みを進めている環境マネジメントシステムに準じ、環境への配慮に努めてください。

(5) その他

ア 物品の調達や再委託の際は市内企業を活用するなど、地域への人的・物的貢献に努めてください。

イ 障がい者の雇用や障がい者就労施設等への業務外注など、福祉施策への取組みに努めてください。

11 管理業務の範囲及び具体的内容

(1) 指定管理者が行う公園の維持管理業務

業務の範囲及び内容は、添付資料「江別市都市公園指定管理者の仕様書」に定める。

(2) 市と指定管理者の業務区分は下記の表のとおりとする。

業務の種類		業務内容	区分	
			指定管理者	市
公園施設の維持管理	点検巡視	遊具・植物・工作物等の点検巡視	○	
	植物管理	樹木・草地・芝生・花壇等の維持・育成	○	
	工作物管理	園路・広場・休養施設・管理施設等の維持	○	
	清掃	ゴミ清掃・トイレ等の清掃	○	
	修繕(小)	5万円未満の小規模な修繕	○	
	修繕(大)	5万円以上の大規模な修繕		○
公園の運営管理	安全巡視	パトロール、救護等	○	
	利用指導	施設案内、利用方法の指導、苦情対応	○	
	利用増進	広報・催事の実施、利用促進	○	
	災害時の対応	待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置	○	
本格復旧			○	
法的管理	許認可等	行為許可	○	○
		設置管理許可、占用許可、利用の禁止		○

(3) 他団体と連携管理に関する事項

下記の各公園内の野球場の維持管理は、利用受付業務担当の屋外体育施設指定管理者と連

携した管理とします。

都市公園施設 (野球場)	数 量
野幌末広町公園	1 面
大麻東公園	1 面
大麻西公園	1 面
大麻中央公園	1 面

(4) 業務の除外に関する事項

下記の有料公園施設は業務の範囲外とします。

有料公園施設 (テニスコート)	数 量
大麻東公園	1 面
大麻西公園	2 面
大麻新町公園	1 面

12 再委託について

指定管理者は、指定を受けて実施する江別市都市公園の管理運営業務のすべてを第三者に再委託することはできません。ただし、一部の業務については、市と協議のうえ、再委託することも可能です。

13 指定管理者候補者の選定及び指定

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

申込者全員から江別市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に対して提案内容に関するプレゼンテーション（15分程度）を行います。またプレゼンテーション終了後、ヒアリングを行います。

このプレゼンテーション及びヒアリングの結果に基づき、選定委員会が9の選定の基準に照らして総合的に判断し、指定管理者としてもっとも適当な団体を指定管理者となるべき団体として選定します。選定の結果については、選定後速やかに通知します。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの一般公開

プレゼンテーション及びヒアリングは一般公開します。

(3) 指定手続きについて

指定管理者は、江別市議会の議決を経て指定されることとなりますので、議決後速やかに通知します。

14 協定の締結

(1) 仮協定の締結について

市と指定管理者となるべき団体とは、業務の実施等に関し細目的事項について協議のうえ、江別市都市公園の管理に関し仮協定を締結します。

(2) 本協定の締結について

仮協定締結後に開催される江別市議会の議決を経て指定されたとき、仮協定書は本協定書とみなすものとします。

(3) 業務の実施又は継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責に帰すべき事由による場合

指定管理者の責に帰すべき事由により、業務の実施又は継続が困難となった場合は、市は指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるように引継ぎを行うものとします。

イ 当事者の責に帰することができない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。

15 その他

(1) 申込みの撤回、申込書類の修正について

申込みの撤回、申込書類の修正はできません（軽微な修正は除く）。

(2) 申込書類の不受理について

申込書類に重大な記載漏れ等がある場合は、不受理とします。

(3) 業務関連の保険の加入について

ア 第三者の損害

施設賠償責任保険等、適切な保険に加入してください。

イ 施設及び設備の損害

指定管理者の故意又は過失により生ずる賠償責任に対処できるような賠償能力を確保するため、適切な保険に加入してください。

(4) 申込書類の著作権の帰属

申込者が提出した申込書類の著作権は、それぞれの申込者に帰属します。なお、本市が公表等必要と認めるときは、申込書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(5) 申込書類の提出先及び提出部数

提出先：江別市役所建設部都市建設課公園係

提出部数：正本1部・副本7部

〒067-8674 江別市高砂町6番地

TEL 011-381-1045

FAX 011-381-1074

メールアドレス toshikensetu@city.ebetsu.lg.jp

(6) 受付時間

午前8時45分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

質 問 書

令和 年 月 日

(宛先) 江別市長

団 体 名 _____

住 所 _____

担当者氏名 _____

連絡先 (FAX 又は e-mail) _____

施設名 江別市都市公園

質 問 項 目	質 問 内 容

指定管理者被選定者選定基準（基本的基準）

選 定 基 準	
1	市民の平等利用確保。
	(1) 市の方針 [※] や、施設の設定目的を理解した適切な管理運営方針であるか。
	(2) 一部の市民又は団体を優遇したり、不当に利用を制限するおそれはないか。
	(3) 情報公開・個人情報保護に係る措置が適切に講じられる見込みがあるか。
2	施設の効用発揮
	(1) 公園内（冬期を含む）の適切な安全対策が示されているか。
	(2) 各施設（遊具、設備、園地等）の点検や劣化・破損等への対応の方策、樹木、芝生等植物の育成管理の方策が具体的に示されているか。
	(3) 防犯・防災対策が具体的かつ適切な提案になっているか。
	(4) 放置自転車、犬の放し飼い、火気利用等、不適切な公園利用への具体的な対策が提案されているか。
	(5) 施設利用の促進が図られ、利用者の増加は見込めるか。
	(6) 利用者・利用団体等に対し良好なサービスを提供できる提案となっているか。
	(7) 施設の管理運営に際し、効率的で高精度化が期待できるか。
	(8) 施設の管理運営に際し、定期的に評価し、改善に結びつける方策がとられているか。
	(9) 公園の特長を活かした自主事業の提案がなされているか。
3	施設の安定運営
	(1) 団体の経営状況に問題はないか。
	(2) 施設の現状、関連法令等を正しく認識し、適切かつ具体的な管理運営の提案がなされているか。
	(3) 職員体制及び研修計画は十分であるか。
	(4) 利用者の安全確保方策（体制及びマニュアル等）は十分か。
	(5) 管理運営実績は良好であるか。また、必要な管理能力を有することが期待できるか。
	(6) 第三者委託予定業務は必要最小限のものであるか。
	(7) 第三者委託や物品調達の際は、地域企業の活用に配慮しているか。
4	施設管理経費の縮減
	(1) 収支計画書の積算根拠は具体的かつ妥当なものであるか。
	(2) 管理経費の削減が図られる内容となっているか。
	(3) 管理経費の縮減に創意工夫が見られるか。
5	その他市長が定める基準
	(1) 利用者・利用団体等の意見の聞き入れ方策、及びその対応手法は適切か。
	(2) 地域雇用の創出など地域の活性化に積極的に貢献できるか。
	(3) 環境への配慮が充分なされているか。
	(4) 地域（特にアダプト団体）との協働や連携が認められる計画になっているか
	(5) 社会的貢献は期待できるか。
	(6) 幅広い世代の意見を取り込む工夫がなされているか。
<p>※ 市の方針＝第6次江別市総合計画、江別市公園施設長寿命化など公の施設に関係する個別計画など。</p>	

公園箇所一覽

別表1

総括表

	公園種別	箇所数	面積(ha)
1	地区公園	3	24.4
2	近隣公園	13	29.0
3	街区公園(1,000㎡以上)	102	29.02
4	街区公園(1,000㎡未満)	79	4.66
5	特殊公園	8	4.55
6	都市緑地	21	17.29
7	緑道	3	3.56
	合計	229	112.48

地区公園

番号	名称	都市計画番号	位置	面積		併用開始
				ha	㎡	
1	泉の沼公園	5.4.101	江別市東光町31の1・2	6.8	67,554	S44.9.30
2	大麻中央公園	5.5.102	江別市大麻宮町10・大麻中町34	10.6	105,734	S44.11.13
3	湯川公園	4.4.201	江別市野幌寿町19番地の1他	7	69,510	S54.7.24
			合計	24.4	242,798	

近隣公園

番号	名称	都市計画番号	位置	面積		併用開始
				ha	㎡	
1	大麻東公園	3.3.202	大麻東町35	1.9	19,396	S43.11.19
2	大麻西公園	3.3.203	大麻沢町27・30・31・37	6.2	62,489	S44.11.10
3	元江別公園	3.3.204	元町35の1・2	1.0	9,513	S51.11.18
4	錦町公園	3.3.201	錦町5	1.9	18,720	S52.10.6
5	見晴台公園	3.3.208	見晴台18の6・7	2.0	20,314	S60.2.6
6	上江別南町公園	3.3.205	上江別南町3の5・6・7・8・9・11・12.4の5	1.2	11,785	S61.3.17
7	大麻新町公園	3.3.209	大麻新町29の3他	2.1	20,654	H2.3.13
8	野幌末広町公園	3.3.206	野幌末広町3の1他	1.5	14,831	H6.3.24
9	文京台南町公園	3.3.207	文京台南町63の1他	3.1	31,264	H7.3.24
10	野幌屯田町公園	3.3.212	野幌屯田町22の11他	2.1	21,234	H11.3.24
11	江別太公園	3.3.211	萌えぎ野東1の1・2	2.0	19,605	H11.3.24
12	上江別公園	3.3.213	ゆめみ野東町21番1・2	2.0	19,500	H12.3.24
13	豊幌公園	3.3.210	豊幌花園町23番8・9	2.0	19,550	H13.3.26
			合計	29.0	288,855	

街区公園(1,000㎡以上)

別表1

番号	名称	都市計画番号	位置	面積		併用開始
				ha	㎡	
1	白樺公園	2.2.1001	野幌町63の1・64	0.28	2,837	S.32. 7.15
2	弥生公園	2.2.1006	弥生町9	0.36	3,560	S.39.11. 5
3	なかまち公園		大麻中町30	0.33	3,276	S.40. 3.20
4	なかよし公園		大麻中町31の1・32・33	0.62	6,233	S.40.12. 8
5	そのまち公園		大麻園町35・36	0.71	7,114	S.41. 9.30
6	はるみ公園		大麻晴美町11	0.59	5,859	S.41.11.30
7	旭公園	2.2.1002	野幌町44	0.3	2,978	S.42.10.31
8	ひので公園		大麻東町14の8	0.21	2,070	S.63.12.26
9	みなき公園		大麻南樹町8・10	0.36	3,569	S.42.12.21
10	ひまわり公園		大麻東町33・34	0.27	2,749	S.43. 9.12
11	ひばり公園	2.2.1009	向ヶ丘12	0.2	1,997	S.43. 9.30
12	たかまち公園		大麻高町33・34	0.48	4,787	S.43.10. 9
13	みどり公園		大麻宮町17	0.25	2,527	S.43.11.14
14	おうぎまち公園		大麻扇町18・19・20 西町30・31	0.49	4,940	S.43.12. 6
15	みやまち公園		大麻宮町9	0.47	4,659	S.44. 7.26
16	こぶし公園		あけぼの町16	0.17	1,742	S.44. 8. 2
17	にしまち公園		大麻西町29・2の2	0.46	4,566	S.44. 9.16
18	さわまち公園		大麻沢町2の4・4の4	0.27	2,679	S.44.11.26
19	みづほ公園	2.2.1007	弥生町22	0.54	5,381	S.44.12.25
20	双葉公園	2.2.1003	野幌町29	0.15	1,478	S.45. 9.25
21	むつみ公園		野幌東町39	0.16	1,648	S.45.10.19
22	若草公園	2.2.1004	野幌町6	0.51	5,126	S.46. 8. 4
23	こまどり公園	2.2.1010	幸町6	0.2	2,033	S.47. 8.31
24	あかしゃ公園		大麻栄町35の1	0.33	3,291	S.47. 9. 1
25	青葉公園		大麻栄町15	0.26	2,579	S.47. 9. 1
26	のぎく公園	2.2.1017	野幌松並町9の7・8・9・10	0.13	1,304	S.47.12. 5
27	若葉公園		大麻新町10の12	0.29	2,933	S.48. 3.31
28	つばめ公園	2.2.1008	高砂町22	0.2	2,042	S.48.10.20
29	とうこう公園	2.2.1019	東光町9	0.25	2,520	S.48.10.20
30	ほほじろ公園	2.2.1011	幸町16	0.37	3,719	S.49.10.28
31	わらべ公園	2.2.1020	元町4の9	0.22	2,230	S.49.10.28
32	くるみ公園	2.2.1021	上江別南町23の1	0.11	1,147	S.50. 8.13
33	しゃくなげ公園	2.2.1022	野幌代々木町65の1	0.12	1,190	S.50. 9. 2
34	どんぐり公園	2.2.1025	上江別東町33の1・2	0.1	1,048	S.51. 7.29
35	かしわ公園	2.2.1023	大麻泉町20の1	0.12	1,202	S.51. 8. 6
36	こりんご公園	2.2.1027	野幌代々木町27の1	0.14	1,401	S.52. 8. 6
37	えんじゅ公園		野幌末広町22の8・9	0.48	4,808	S.52. 9. 9
38	とちのき公園		野幌若葉町32	0.53	5,309	S.52. 9.30
39	もみじ公園		東野幌本町31	0.34	3,400	S.52. 9.30
40	ななかまど公園		野幌若葉町57	0.31	3,089	S.52. 9.30

街区公園(1,000㎡以上)

別表1

番号	名称	都市計画番号	位置	面積		併用開始
				ha	㎡	
41	うつぎ公園	2.2.1026	対雁115の27	0.13	1,288	S.52.12.3
42	ぽぶら公園	2.2.1030	上江別西町44の1	0.15	1,514	S.53.7.21
43	かつら公園	2.2.1028	東光町105	0.45	4,485	S.53.9.16
44	からまつ公園	2.2.1034	あけぼの町7	0.74	7,393	S.53.11.30
45	つつじ公園		野幌美幸町26の12	0.12	1,172	S.54.5.15
46	さつき公園	2.2.1029	江別市牧場町29の5・6・12	0.12	1,246	S.54.8.10
47	かえで公園	2.2.1033	朝日町22	0.28	2,793	S.54.8.10
48	あかね公園		上江別西町33の1・2	0.12	1,217	S.54.8.21
49	すずかけ公園	2.2.1024	文京台28	0.19	1,880	S.54.9.11
50	かわなか公園	2.2.1005	野幌町12の10 野幌代々木町91の2	0.54	5,379	S.54.11.7
51	かなりあ公園		中央町8の1・2	0.34	3,357	S.54.12.22
52	つばき公園	2.2.1035	あけぼの町28	0.28	2,827	S.56.2.2
53	のばら公園	2.2.1038	文京台48	0.17	1,727	S.56.2.2
54	ひよどり公園		大麻新町27の70・40の1	0.19	1,855	S.56.2.2
55	くりのき公園	2.2.1036	文京台16	0.25	2,483	S.57.2.1
56	みずき公園	2.2.1031	朝日町7	0.37	3,675	S.57.2.1
57	モンヨッケ公園		緑町東3丁目114の1	0.84	8,427	S.57.2.1
58	こりす公園		野幌松並町25の57	0.12	1,177	S.57.2.1
59	まゆみ公園	2.2.1032	朝日町12	0.16	1,598	S.58.2.1
60	はんのき公園	2.2.1039	文京台東町8の1・9	0.55	5,529	S.58.2.1
61	ふじのき公園	2.2.1040	文京台南町11	0.15	1,454	S.58.2.1
62	ならのき公園	2.2.1041	文京台南町51の5	0.24	2,373	S.58.2.1
63	えぞまつ公園		野幌若葉町4の13	0.15	1,493	S.59.2.10
64	すぎのき公園		元江別835番地4・864の1	0.25	2,535	S.59.2.10
65	ぎんなん公園		見晴台42	0.21	2,070	S.59.2.10
66	こばと公園		元野幌145の18・45 146の20	0.11	1,057	S.59.3.26
67	やまばと公園		中央町38の4	0.15	1,460	S.60.2.6
68	かわせみ公園		豊幌美咲町56番1	0.24	2,400	S.60.2.6
69	すみれ公園	2.2.1012	上江別西町12の2・3・12・13・18	0.27	2,730	S.47.11.10
70	はるにれ公園	2.2.1037	文京台37	0.67	6,718	S.61.3.17
71	つばき公園		上江別東町37の6・7・8・9	0.18	1,847	S.62.3.13
72	さくら公園	2.2.1043	東野幌町28の1・2・3・4・5・10・25	0.41	4,112	S.63.2.23
73	こぎつね公園		野幌屯田町7の1	0.23	2,255	S.63.2.23
74	ほのぼの公園		野幌美幸町4の1	0.23	2,287	S.63.2.23
75	はるかぜ公園		対雁115の114	0.11	1,141	H.1.3.16
76	ふくじゅそう公園		豊幌美咲町23番32	0.25	2,537	H.1.3.16
77	いきいき公園		見晴台100の7	0.64	6,421	H.3.3.15
78	るんるん公園		見晴台82の1	0.23	2,348	H.3.3.15
79	すくすく公園		上江別南町40の9	0.12	1,179	H.4.3.16
80	わくわく公園		豊幌花園町15番1・2	0.15	1,533	H.5.3.24

街区公園(1,000㎡以上)

別表1

番号	名称	都市計画番号	位置	面積		併用開始
				ha	㎡	
81	すずめ公園		あさひが丘49の1他	0.15	1,456	H. 5. 3.24
82	まきば公園		いずみ野1の4	0.25	2,507	H. 6. 3.24
83	ゆりのき公園		野幌住吉町29の13他	0.25	2,500	H. 6. 3.24
84	やまぼうし公園		あさひが丘25の4	0.25	2,500	H. 7. 3.24
85	伊達屋敷公園		野幌若葉町46の92	0.11	1,060	H. 7. 3.24
86	にしきぎ公園		ゆめみ野東町6の1	0.25	2,500	H. 8. 3.22
87	はみんぐ公園		豊幌はみんぐ町16番6	0.25	2,500	H. 8. 3.22
88	くわのみ公園		萌えぎ野西20の5	0.2	2,000	H. 9. 3.24
89	みずなら公園		ゆめみ野東町32の1	0.25	2,500	H.10.3.24
90	せんのき公園		ゆめみ野南町7の20	0.25	2,500	H.11.3.24
91	はしどい公園		ゆめみ野南町43の10	0.1	1,000	H.11.3.24
92	こでまり公園		新栄台79番	0.45	4,507	H.11.3.24
93	つりばな公園		新栄台42番	0.25	2,500	H.11.3.24
94	はくうんぼく公園		新栄台71番	0.25	2,500	H.11.3.24
95	あおだも公園		新栄台8番の2	0.25	2,521	H.11.3.24
96	むくげ公園		新栄台60番	0.25	2,501	H.11.3.24
97	あかなら公園		新栄台4番の2	0.44	4,436	H.12.3.24
98	あかまつ公園		大麻ひかり町46番	0.28	2,791	H.12.3.24
99	こまゆみ公園		大麻ひかり町16番の1	0.26	2,627	H.14.3.28
100	ほたる公園		若草町3番1	0.23	2,307	H.15.3.28
101	みどりの丘公園		緑ヶ丘6番18	0.14	1,396	H25.10.10
102	ぽぷり公園		元江別736-37	0.13	1,255	R2.3.30
合計				29.02	290,356	

街区公園(1,000㎡未満)

別表1

番号	名称	都市計画番号	位置	面積		併用開始
				ha	㎡	
1	中央児童公園		3条3丁目17	0.08	839	S.31.10.15
2	らいらく公園	2.2.1014	緑町西3丁目20の8	0.07	748	S.46.11.8
3	しらぎく公園		大麻元町164の14	0.06	629	S.47.9.1
4	さふらん公園	2.2.1015	緑町西1丁目19	0.07	694	S.47.11.10
5	なでしこ公園	2.2.1016	上江別東町3の1・6	0.1	991	S.47.11.10
6	あやめ公園	2.2.1018	東野幌町18の7・8	0.09	856	S.47.11.10
7	あじさい公園	2.2.1013	一番町11の8	0.07	667	S.47.11.10
8	あさがお公園		東野幌町51の7	0.08	776	S.49.3.30
9	たんぼぼ公園		野幌寿町27の13	0.06	616	S.50.3.6
10	あねもね公園		大麻桜木町3の2	0.08	787	S.50.3.6
11	りんどう公園		野幌住吉町8の4	0.06	573	S.50.8.7
12	れんげ公園		大麻元町174の50・178の15	0.09	913	S.50.8.25
13	こすもす公園		錦町34の9	0.07	719	S.50.11.10
14	すずらん公園		牧場町15の11	0.05	507	S.50.12.17
15	つくし公園		牧場町8の1	0.04	443	S.50.12.19
16	のげし公園		野幌松並町19の2	0.02	239	S.51.4.22
17	ほうずき公園		大麻元町168の72	0.07	656	S.51.9.22
18	かな公園		野幌代々木町5の5	0.02	236	S.51.9.22
19	しくらめん公園		野幌寿町34の13	0.04	392	S.51.9.22
20	さるびや公園		元江別本町10の9・19	0.09	908	S.51.9.22
21	ぼたん公園		大麻泉町14の13・14	0.09	913	S.52.7.12
22	ちゅうりっぷ公園		野幌住吉町14の7	0.05	461	S.52.7.12
23	しらゆり公園		向ヶ丘46の1	0.06	630	S.52.7.12
24	あざみ公園		野幌松並町22の1	0.1	993	S.52.7.12
25	はまなす公園		東野幌本町13の7	0.1	985	S.52.7.12
26	あいりす公園		中央町31の1	0.04	446	S.53.6.30
27	だりや公園		大麻泉町29の9	0.06	611	S.53.6.30
28	ひなげし公園		錦町49の4	0.06	613	S.53.7.21
29	かとれあ公園		大麻泉町3の32	0.07	704	S.53.9.30
30	のいちご公園		野幌屯田町37の22・24・25・26	0.1	989	S.53.11.5
31	あおやぎ公園		野幌住吉町31の8	0.05	478	S.54.7.7
32	うらじろ公園		大麻北町511の19	0.08	842	S.54.7.7
33	おおばこ公園		東野幌本町44の11	0.1	967	S.54.8.21
34	ぴのきお公園		元江別738の64	0.07	746	S.56.2.2
35	くさぶえ公園		野幌若葉町86の3	0.03	348	S.56.2.2
36	わんわん公園		大麻西町14の30	0.03	260	S.56.2.2
37	かぜのこ公園		大麻元町192の34	0.03	268	S.56.2.2
38	あすなろ公園		元江別849の37	0.1	986	S.57.2.1

街区公園(1,000㎡未満)

別表1

番号	名称	都市計画番号	位置	面積		併用開始
				ha	㎡	
39	つゆくさ公園		中央町12の9	0.06	574	S.57. 2. 1
40	さなえ公園		上江別南町9の9	0.02	204	S.57. 2. 1
41	おどりこ公園		野幌代々木町41の12	0.04	381	S.57. 2. 1
42	さくらんぼ公園		一番町17の41	0.02	237	S.57. 2. 1
43	あかばな公園		大麻元町158の39・40	0.08	780	S.58. 2. 1
44	かのご公園		野幌代々木町60の8	0.02	241	S.58. 2. 1
45	ひるがお公園		上江別436の42	0.02	244	S.58. 2. 1
46	たけのご公園		元江別本町17の1・10	0.08	753	S.58. 2. 1
47	のうさぎ公園		野幌住吉町6の8	0.07	656	S.59. 2.10
48	なのはな公園		元江別本町37の47・49・84・85	0.09	891	S.59. 2.10
49	わんぱく公園		大麻桜木町13の1, 2	0.05	468	S.59. 2.10
50	きつつき公園		文京台南町43の3	0.04	447	S.60. 2. 6
51	みつばち公園		元江別本町28の4	0.04	411	S.60. 2. 6
52	いなほ公園		豊幌美咲町15番5	0.05	500	S.60. 2. 6
53	こぐま公園		野幌屯田町43の17・18	0.05	508	S.60. 2. 6
54	あおぞら公園		文京台南町18の12	0.06	641	S.61. 3.17
55	ことぶき公園		大麻泉町8の11	0.08	834	S.61. 3.17
56	よつば公園		見晴台24の5	0.04	401	S.62. 3.13
57	そよかぜ公園		野幌代々木町13の10	0.06	606	S.62. 3.13
58	めばえ公園		大麻北町523の17	0.03	336	S.63. 2.23
59	にこにこ公園		中央町45の6	0.02	229	S.63. 2.23
60	ゆきんこ公園		豊幌美咲町47番1	0.05	500	H. 1. 3.16
61	きらきら公園		大麻元町161の46	0.07	707	H. 5. 3.24
62	うきうき公園		上江別西町56の74	0.09	900	H. 5. 3.24
63	のびのび公園		上江別東町5の51	0.04	365	H. 5. 3.24
64	わいわい公園		文京台66の10、11	0.04	385	H. 6. 3.24
65	ちびっこ公園		東野幌町1の10	0.03	340	H. 6. 3.24
66	まつかさ公園		野幌若葉町93番56	0.06	580	H. 7. 3.24
67	むらさき公園		上江別南町27の7・29の22	0.07	672	H. 8. 3.22
68	もくれん公園		元江別本町1の4・5の2	0.07	653	H. 8. 3.22
69	ぴかぴか公園		野幌若葉町45の91	0.07	697	H. 8. 3.22
70	きらら公園		上江別427の40	0.03	322	H. 8. 3.22
71	こうめ公園		上江別東町29の37	0.04	448	H. 9. 3.24
72	とどまつ公園		野幌若葉町105の2	0.08	801	H. 9. 3.24
73	たけぶえ公園		大麻新町22の42	0.02	159	H.10. 3.24
74	おおるり公園		上江別西町17番10	0.07	651	H.12. 3.24
75	ききょう公園		上江別南町10番1	0.09	949	H.13. 3.26
76	はすかつぷ公園		あけぼの町51番19	0.1	989	H.13. 3.26

街区公園(1,000㎡未満)

別表1

番号	名称	都市計画番号	位置	面積		併用開始
				ha	㎡	
77	ぼっぼ公園		一番町37番19	0.02	241	H.13. 3.26
78	ゆうやけ公園		大麻北町518番58	0.03	294	H.14. 3.28
79	いずみ公園		大麻泉町町54番	0.04	425	H26.11.5
合計				4.66	46,849	

特殊公園

別表1

番号	名称	都市計画番号	位置	面積		併用開始
				ha	m ²	
1	千古園		東野幌375の1	1.2	12,185	S.31.10.15
2	大麻駅前1号公園		大麻中町26の13	0.05	454	S.46. 6. 3
3	大麻駅前2号公園		大麻中町26の14	0.1	910	S.46. 6. 3
4	野幌農村公園		東野幌769の7・9	1	9,570	S.61. 3.17
5	江別太農村公園		江別太551の3 地先	1.5	15,000	S.62. 3.13
6	RTN1号公園		西野幌123の2	0.3	2,904	H. 6. 3.24
7	RTN2号公園		西野幌136の11	0.2	2,495	H. 6. 3.24
8	ぐみ公園		角山71の49	0.2	2,302	H.11. 3.24
合計				4.55	45,820	

都市緑地

番号	名称	都市計画番号	位置	面積		併用開始
				ha	m ²	
1	二号緑地		大麻沢町2の2・4の2	0.05	536	S.44. 7.12
2	東野幌公園		野幌東町62の2	0.59	5,916	S.44.10.19
3	一号緑地		大麻中町46・大麻高町8	0.71	7,149	S.45. 3.31
4	東大麻一号緑地		大麻栄町21の1・3	0.4	4,018	S.47. 9. 1
5	江別駅前公園		4条7丁目1の1・21の1、	0.16	1,620	S.56.10. 1
6	元江別緑地		見晴台8の1・9の1・2・3・4・5・10の1・2	1.14	11,368	S.60. 2. 6
7	大麻第1緑地	102	大麻栄町37の9・34の8 他	1.9	18,990	S.62. 3.13
8	あかげら公園		緑ヶ丘35の1	1.1	11,002	S.62. 3.13
9	湯谷公園		野幌松並町24の21	0.13	1,284	S.63. 2.23
10	大麻栄町緑地		大麻栄町8の9	0.02	189	H. 2. 3.13
11	野幌開村緑地		野幌代々木町55の5	0.23	2,301	H. 4. 3.16
12	野幌南緑地		緑ヶ丘57の4	0.62	6,236	H. 5. 3.24
13	錦山緑地	106	野幌代々木町38の8・10	0.1	1,043	H. 6. 3.24
14	まきば緑地		いずみ野1の5・6	0.27	2,717	H. 6. 3.24
15	緑ヶ丘緑地		緑ヶ丘14の1他	1.56	15,624	H. 11. 3.24
16	大麻第2緑地		大麻泉町33の5他	1.95	19,489	H. 11. 3.24
17	こりんご緑地		野幌代々木町26の20他	0.33	3,293	H. 11. 3.24
18	野幌台地斜面緑地		新栄台4の1他	2.9	29,177	H. 13. 3.26
19	中央緑地		新栄台49の1他	0.6	6,008	H. 13. 3.26
20	ほたる緑地		若草町3番222、223	0.15	1,502	H. 15. 3.28
21	野幌中央緑地		野幌町33－18他	2.38	23,827	R2.3.30
合計				17.29	173,289	

緑道

番号	名称	都市計画番号	位置	面積		併用開始
				ha	m ²	
1	四季のみち		牧場町46他	3.5	35,102	H. 4. 3.16
2	とんでん緑道		野幌屯田町39の16	0.01	91	H. 10. 3.24
3	いずみ緑道		大麻泉町24の5	0.05	463	H. 10. 3.24
合計				3.56	35,656	